

添付法令資料 3 :

輸入品の荷揚げ及び蔵置に関する 2020 年 8 月 11 日付
インドネシア共和国財務大臣規則 No.108/PMK.04/2020 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 運送手段 (第 2 条)
- 第 3 章 荷揚げ
 - 第 1 節 輸入品の荷揚げ (第 3 条及び第 4 条)
 - 第 2 節 税関地区以外の他の場所で行われる荷揚げ (第 5 条及び第 6 条)
 - 第 3 節 港湾外で行われる海上運送手段からその他の海上運送手段への輸入品の荷揚げ (第 7 条及び第 8 条)
 - 第 4 節 TPS (一時蔵置場) に蔵置されることなく行われる他の運送手段への直接の荷揚げ (第 9 条ないし第 11 条)
- 第 3 章 (原文ママ) 物品の蔵置
 - 第 1 節 輸入品の蔵置 (第 12 条ないし第 14 条)
 - 第 2 節 TPS と同様に扱われる他の場所における輸入品の蔵置 (第 15 条ないし第 18 条)
- 第 4 章 関税に対する責任 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 5 章 サービスコンピューターシステム及びナショナルロジスティックエコシステム (第 21 条及び第 22 条)
- 第 6 章 雑則 (第 23 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 24 条)
- 第 8 章 終則 (第 25 条ないし第 27 条)